

現場代理人の常駐規定の緩和について

平成30年3月19日
市長 決 裁

鴻巣市建設工事請負契約約款第10条に基づく現場代理人については、現場への常駐を義務付けているが、一定の条件を満たす工事についてはこの規定を緩和するものとする。

常駐規定の緩和は、全ての工事を対象に①「常駐を要しない期間」を定める方法と、一定の条件を満たす工事を対象に②「兼務を認める工事」を定めるものとする。

1 常駐を要しない期間

(1) 常駐を要しない期間

実質的に現場が稼動していない次の期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

イ 工事完成后、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

ウ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

エ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(2) 常駐を要しない期間の明示

上記期間については、設計図書又は打合せ記録等の書面により明示するものとする。

(3) 対象工事

原則として全ての工事に適用する。

2 兼務を認める工事

(1) 兼務することができる工事

①鴻巣市内に存する以下のいずれかの条件を満たす2つの工事については、1人の者が双方の現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、発注者が安全管理上、常駐規定を緩和できないと判断した場合は、この限りでない。

ア 鴻巣市が発注した双方ともに、当初請負契約額3,500万円未満の工事

イ 鴻巣市が発注した単価契約に係る工事

② ①以外の場合でも、以下の条件を満たす2つの工事については、1人の者が双方の現場代理人を兼務することができるものとする。

ア 鴻巣市が発注した工事

イ 「鴻巣市建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」により、主任技術者の兼務が認められた工事

(2) 仕様書等への明示

設計金額が3,500万円未満の工事又は(1)のイに該当するもので、現場代理人の常駐規定を緩和する場合は、仕様書等にその旨を明示することとする。

ただし、仕様書等に常駐規定の緩和をすることを明示しなかった場合でも、受注者から様式1の「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」が提出された場合は、兼務を認める工事か否かを判断し、速やかに受注者に回答しなければならない。

(3) 兼務する場合の手続き

現場代理人の兼務を認める場合は、請負者から様式2の「現場代理人の兼務届」を提出させるものとする。

様式 1 (現場代理人兼任)

現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書	
工事名	
工事箇所	
契約金額	
現場代理人 氏 名	
<p>上記工事は、現場代理人の常駐規定を緩和して兼務を認める工事であるか否か伺います。</p> <p>年 月 日</p> <p>会 社 名</p> <p>代表者名</p>	

<p>上記工事の現場代理人については、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 兼務を認めます。ただし、事前に兼務工事の内容及び連絡先を報告してください。・ 兼務は認めません。 <p>年 月 日</p> <p>鴻巣市長</p> <p style="text-align: right;">印</p>
--

様式 2 (現場代理人兼任)

現場代理人の兼務届		
(宛 先) 鴻巣市長		
工事名		
工事場所		
現場代理人	氏 名	
	資 格	
現場代理人の連絡先		(緊急時連絡先)
		(上記以外の連絡先)
<p>上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人と兼務します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>受注者 会社名</p> <p style="text-align: center;">代表者</p>		
兼務工事の 概 要	工事名	
	工事場所	
	発注機関名	
	連 絡 先	

注) 現場代理人の工事について、兼務が可能であることが確認できる書類(仕様書等又は現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書)を添付すること。